

富津市出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等の団体が主催する集会等に市の職員が講師として出向き、市政の説明及び専門知識を活かした講習等（以下「出前講座」という。）を実施することにより、市政に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、市民等の学習機会の拡充及び意識啓発を図り、もって市政への理解と関心を深めることを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講することができる者は、原則として市内に在住、在勤又は在学するおおむね10人以上の者で構成された団体等とする。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、市長が別に定め公表する。

2 前項に規定するもののほか、市長は、前条に規定する団体等からの希望に基づき特別な講座を設けることができる。

(開催日時及び場所)

第4条 出前講座は、富津市の休日を定める条例（平成元年富津市条例第18号）第1条に規定する休日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）以外の日に開催するものとし、開催時間は、午前10時から午後9時までのうちおおむね2時間以内とする。

2 出前講座の開催場所は、市内に限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、講座の内容が施設見学を伴う場合の開催日時は、当該施設管理者の定める日時とする。

(申込み等)

第5条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として当該団体等が主催する集会等を開催しようとする日の20日前までに富津市出前講座受講申込書（別記第1号様式）を企画政策部企画課（以下「企画課」という。）に提出しなければならない。

この場合において、企画課は、当該申込書を受付後直ちに当該出前講座を所管する課等（以下「所管課」という。）に送付するものとする。

2 出前講座の受講に係る施設の利用については、申込者の責任においてこれを行うものとする。

(通知)

第6条 所管課は、前条第1項の規定による申込書を収受したときは、速やかに実施の諾否を富津市出前講座諾否通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 所管課は、前項の承諾をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

(実施の制限)

第7条 所管課は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政党、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(変更等の報告)

第8条 第6条の規定により出前講座実施の承諾を受けた団体等は、開催日時、場所その他申込事項に変更があったとき、又は出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかに所管課に報告し、その承諾を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(費用負担)

第9条 講師の派遣費用は、無料とする。ただし、出前講座の受講に際して施設使用料及び材料費等が必要となるときは、受講者において負担するものとする。

(結果報告)

第10条 出前講座を受講した団体等は、講座終了後速やかに富津市出前講座受講結果報告書（別記第3号様式）により所管課に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第239号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第40号）

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の富津市出前講座実施要綱の規定により使用された様式は、改正後の富津市出前講座実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則（令和4年12月14日告示第197号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。